

公 告

電子入札による事後審査型制限付き一般競争入札を次のとおり行うので、高知市上下水道事業契約規程(昭和 47 年水道局規程第 2 号)により準用する高知市契約規則(昭和 40 年規則第 4 号) 第 5 条の規定に基づき公告する。

令和 6 年 7 月 18 日

高知市上下水道事業管理者 山本 三四年

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 下知ポンプ場電気設備工事 (R 6 - 1)
- (2) 工事場所 高知市知寄町三丁目
- (3) 工事概要
- | | | |
|---|-------------|-----|
| ア | 受変電設備工 | 1 式 |
| イ | 自家発電設備工 | 1 式 |
| ウ | 特殊電源設備工 | 1 式 |
| エ | 運転操作設備工 | 1 式 |
| オ | 計装設備工 | 1 式 |
| カ | 監視操作設備工 | 1 式 |
| キ | 機器据付及び配管配線工 | 1 式 |
| ク | 引込柱建柱工 | 1 式 |
| ケ | 試運転調整 | 1 式 |
| コ | その他上記に伴う諸工事 | 1 式 |
- (4) 工事期間 契約締結日の翌日から令和 8 年 2 月 28 日まで
- (5) 予定価格 444,700,000 円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。)
- (6) 調査基準価格 有 (事後公表)
【計算式】機器費の 90.7% + 直接工事費の 97% + 共通仮設費の 90% + (現場管理費 + 据付間接費 + 設計技術費) の 90% + 一般管理費等の 68%
- (7) 失格基準価格 設定有

2 本工事は施工体制確認型総合評価落札方式(施工計画型)を適用した工事である。

3 本工事は低入札価格調査制度を適用し、調査基準価格を設定する。事後公表。

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項その他入札に関する事項
別紙のとおり

別紙

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

業 種	電気工事	
入札参加形態	<p>特定建設工事共同企業体による施工とし、構成員数は2又は3とする。ただし、次に掲げる事項を満たすこと。</p> <p>ア 代表者の出資比率は、構成員中最大か又は同等とし、構成員のうち、最小の出資者の出資比率は当該共同企業体の構成員数に応じ、次の割合以上でなければならないものとする。</p> <p>(ア) 構成員数が2のとき 30%</p> <p>(イ) 構成員数が3のとき 20%</p> <p>イ 本工事において、各構成員は他の特定建設工事共同企業体の構成員となっていないこと。</p>	
代表構成員	資 格 等	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当する者</p> <p>ア 高知市内に主たる営業所（本社）を有する者にあつては、高知市上下水道局の令和6・7年度建設工事一般競争（指名競争）入札参加資格において、<u>公告日時点の格付けにおける電気工事業の加算後総合値が900以上の者</u></p> <p>イ 高知市内に主たる営業所（本社）を有さない者にあつては、高知市上下水道局の令和6・7年度建設工事一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書に添付している経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における<u>電気工事業の総合評定値が1,200以上の者</u></p>
	許可区分	特定
	施工実績等	<p>高知市上下水道局事後審査型制限付き一般競争入札実施要領の規定の外、次の要件を満たす施工実績を有する者</p> <p>・上下水道施設（終末処理場、ポンプ場、浄水場等）の機械設備に係る電気設備を製作（自社製作に限らない）据付する工事で、一件の請負工事の請負金額が1億5千万円以上の工事（※工事施工証明書等要）</p>
	配置技術者	<p>高知市上下水道局事後審査型制限付き一般競争入札実施要領の規定の外、次の要件をすべて満たす技術者を配置することができる者（製作（手配）期間と据付工事期間は別の技術者でも可とする）。</p> <p>ア 一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有し、監理技術者資格者証の交付を受けている者（監理技術者講習修了証を有する者であること。）</p> <p>イ 上下水道施設（終末処理場、ポンプ場、浄水場等）の機械設備に係る電気設備を製作（自社製作に限らない）据付する工事で、一件の請負工事の請負金額が1億5千万円以上の工事において、現場代理人又は技術者（主任技術者又は監理技術者）として工期の2分の1を超えて従事した経験を有する者（ただし、製作工事と据付工事とで技術者が相違している場合は、製作工事は製作工事の施工経験を、据付工事は据付工事の施工経験を有する者で、それぞれの工事期間において、2分の1を超えて従事した経験を有する者）。</p>

	手持工事	手持ち工事の状況による条件は設定しない。
代表者以外の 構 成 員	地域要件	高知市内に主たる営業所（本社）を有する者
	資 格 等	高知市上下水道局の令和6・7年度建設工事一般競争（指名競争）入札参加資格において <u>電気工事業の格付等級がA級の者</u> 。
	許可区分	特定又は一般
	配置技術者	高知市上下水道局事後審査型制限付き一般競争入札実施要領の規定の外、次の要件を満たす技術者を配置することができる者（製作（手配）期間と据付工事期間は別の技術者でも可とする）。 ・一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者
	手持工事	手持ち工事の状況による条件は設定しない。

2 参加申請・入札日程等

参加申請の受付		<p>入札に参加を希望する者は申請期間に一般競争入札参加資格確認申請書その他必要書類を提出することで参加意思を示すものとする。ただし、入札参加資格の審査は開札後、落札候補者のみ行うため、資格決定は行わない。</p> <p>※次の手続きによらない者は、失格とする。</p>
	申請期間	令和6年7月18日8時30分から同年8月9日17時15分まで（高知市の休日を定める条例（平成元年条例第21号）に規定する休日は除く。）
	提出書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1） 2 企業の評価項目一覧表（様式4） 3 配置予定技術者の評価項目一覧表（様式5） 4 簡易な施工計画（様式8） 5 施工計画非公開理由書（該当する場合のみ）
	提出方法	<p>申請期間に、PDF ファイル形式の電子ファイルを高知市上下水道局企画財務課電子メールアドレスへ送付すること。</p> <p>電子メールアドレス kc-241100@city.kochi.lg.jp</p> <p>電子メールにより提出後、必ず電話により受信確認をすること。</p> <p>※電子メールの添付ファイルの容量は、<u>7MB以下</u>とし、2通以上に分けて送信する場合は、電子メールのタイトルを『入札参加申請書 1/2』のように、送信した電子メールの合計数がわかるようにすること。</p> <p>なお、簡易な施工計画（様式8）はPDFファイル形式とは別途にWord形式の電子ファイルを添付すること。</p> <p>上記提出書類の提出がない者は、失格とする。</p>
設計図書の閲覧	期 間	令和6年7月18日8時30分から入札書提出期限まで
	場 所	高知市上下水道局3階企画財務課
電子データの閲覧	期 間	令和6年7月18日から開札日まで
	場 所	高知市上下水道局企画財務課ホームページ

質疑の受付回答	受付期間	令和6年7月18日8時30分から同年8月1日17時15分まで
	場 所	高知市上下水道局3階企画財務課
	提出方法	F A X又は持参によること（郵送は認めない） なお、提出に併せて EXCEL ファイル形式の電子ファイルを 高知市上下水道局企画財務課電子メールアドレスへ送付す ること。 電子メールアドレス kc-241100@city.kochi.lg.jp
	回答時期	令和6年8月6日
	回答方法	回答日から入札書の提出締切日まで高知市上下水道局3階 企画財務課において閲覧に付するとともに、高知市上下水 道局企画財務課ホームページに掲載する。
入 札 方 法 等	本工事は高知市上下水道局電子入札運用基準に基づき、高知市電子入札シ ステムで行う。	
	提出書類	1 入札書（電子入札システムにより入力） 2 工事費内訳書
	提出書類 受付期間	令和6年8月29日 8時00分から 令和6年9月2日 17時00分まで ※質疑回答を確認の上、提出すること。
開 札	開 札 予 定 日 時	令和6年9月3日 10時00分
	開 札 場 所	高知市上下水道局3階企画財務課
確認書類の提出	提 出 期 限	提出を求められた日から起算して2日以内（閉庁日を除く）
	場 所	高知市上下水道局3階企画財務課
	提 出 書 類	入札資格要件確認書 開札後速やかに提出できるよう、あらかじめ作成しておく こと。
	提 出 方 法	持参、F A X又はメールによること（郵送は認めない。）
落 札 決 定	確認書が提出された日から起算して2日以内（閉庁日を除く）に落札者を 決定	
契 約 の 保 証	必要	
契 約 条 項 を 示 す 場 所	高知市上下水道局3階企画財務課	

3 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

本入札の総合評価落札方式は、提出された資料が要件を満たすものである場合は、標準点（100点）を与え、技術評価点等の内容に応じて加算点（最大48点）を加えたものを評価点とする。評価値の算出方法は、第4項第1号の規定による。

(2) 評価項目等

評価項目、評価基準及び配点については次に示すとおり。評価基準の取扱いについて

は、高知市総合評価落札方式評価基準に関する取扱要領に示すところによる。

ア 企業の評価

	評価項目	基本配点	評価基準	加算点
企業の技術力	○同種工事(注1)の実績の有無 公告日の属する年度又はその前年度までの15か年度(平成21年度以降)において、元請けとして完成し引き渡した同種の公共工事の実績を評価する。ただし、共同企業体による施工の場合は、当該共同企業体への出資比率が15%以上の構成員として施工した工事に限るものとする。	2.0点	施工実績 2件以上	2.0点
			施工実績 1件	加算点なし
	○同一工種工事(注2)成績評定 公告日の属する年度の前年度までの3か年度(令和3年度から令和5年度まで)において工事検査を完了した高知市上下水道局(高知市含む)発注工事の工事成績評定値を評価する。共同企業体による工事は、各構成員の工事成績として扱う。	2.0点	成績評定値 75点以上	2.0点
			成績評定値 70点以上75点未満	1.0点
			上記以外	加算点なし
	○直近の成績評定の最低点(前年度実績) 令和5年度において、工事検査を完了した高知市上下水道局発注工事の同一工種に限らず、 <u>全工種の成績評定を対象とする。</u> 当該評価項目においては、成績評定の再評定がなされた場合は、当初評定が65点未満のときを除き、再評定日を成績評定日とみなす。	-	成績評定値65点未満 有	-0.5点
			成績評定値65点未満 無	加算点なし
	○同一工種工事(注2)優良工事表彰の有無(令和3年度以降) 入札参加申請日現在において公告日の属する年度又はその前年度までの3か年度(令和3年度以降)における高知市、国土交通省又は高知県からの <u>同一工種工事</u> に係る優良建設工事施工者表彰の有無。共同企業体で表彰をうけた場合は、各構成員を同等に評価する。 国土交通省表彰は、局長表彰又は事務所長表彰を対象(表彰種別は問わない)とする。高知県表彰は、高知県知事賞、優良賞、土木事務所長表彰のうち所長賞又は所長賞と同等とされるものを対象とする(高知県土木部以外の高知県の出先機関が表彰を行う「所長賞」等)を含むが、「一工事賞」等その他の表彰は評価の対象としない。)	1.0点	表彰 有(高知市)	1.0点
			表彰 有(他機関)	0.5点
			表彰 無	加算点なし
環境・労働福祉	○ISO等の取得状況 入札参加申請日現在有効なISO14000シリーズ又はエコアクション21の認証取得の有無	0.5点	ISO14000 シリーズ又はエコアクション21のいずれかの認証取得済	0.5点
			いずれも認証未取得	加算点なし
	○障害者雇用対策の実績 入札参加申請日現在において障害者の雇用率が法定雇用率を超える障害者の雇用の有無	0.5点	雇用 有	0.5点
			雇用 無	加算点なし

	○男女共同参画の推進に関する表彰又はワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等 入札参加申請日現在において、公告日の属する年度又はその前年度までの5か年度（令和元年度以降）における男女がともに輝く高知市男女共同参画条例に基づく表彰（市表彰）の有無、又は次世代育成支援対策推進法若しくは女性活躍推進法に基づく基準適合一般事業主に認定若しくは高知県ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度要綱に基づく認証の取得の有無	0.5点	市表彰又は認定等の取得 有	0.5点
			市表彰又は認定等の取得 無	加算点なし
	○法定外労働災害補償制度への加入状況 入札参加申請日現在において、公益財団法人建設業福祉共済団、一般社団法人全国建設業労災互助会等の法定外労働災害補償制度への加入の有無	0.5点	法定外労働災害補償制度への加入 有	0.5点
			法定外労働災害補償制度への加入 無	加算点なし
	○若手技術者・女性技術者の配置 ア又はイのどちらかに該当する場合に評価の対象とする。 ア 発注工事の配置技術者要件として求める資格を有し、かつ41歳未満（開札日を基準とする。以下同じ。）又は女性（年齢は問わない。以下同じ。）の技術職員を主任技術者又は監理技術者として配置する場合 イ 発注工種に係る建設業法第7条第2号イ、ロ又はハのいずれかに該当し、かつ41歳未満又は女性の技術職員を現場代理人として配置する場合 ※製作工事と据付工事を別の技術職員で配置を予定する場合は、それぞれに評価の対象となる技術職員を配置する場合に評価の対象とする。	0.5点	41歳未満又は女性の主任（監理）技術者又は現場代理人の配置 有	0.5点
			41歳未満又は女性の主任（監理）技術者又は現場代理人の配置 無	加算点なし
災害時対応	○災害時の応急対策活動に関する協定の締結の有無 入札参加申請日現在における高知市若しくは高知県との協定で高知市に効力を有する災害時の応急対策活動に関する協定を締結しているか否か。（団体で締結している場合の構成員を含む。）	0.5点	防災協定を締結した団体の構成員等 有	0.5点
			防災協定を締結した団体の構成員等 無	加算点なし
	○消防団協力事業所の認定 入札参加申請日現在における高知市消防団協力事業所の認定の有無。	0.5点	消防団協力事業所の認定 有	0.5点
			消防団協力事業所の認定 無	加算点なし
地域貢献	○地域ボランティア活動の実績 公告日の属する年度の前年度に高知市の地域内における環境美化・防犯等の地域ボランティア活動の実績の有無	0.5点	地域ボランティア活動3回以上	0.5点
			地域ボランティア活動2回以下	加算点なし
法令遵守	○独占禁止法違反等による指名停止の状況（公告日以前1年間） 平成25年4月1日以後に公告を行った一般競争入札又は指名競争入札において独占禁止法第3条又は刑法第96条の6の規定に違反する不正行為があったと認定され、本市から指名停止を受けた期間がある者に対して減点評価を行う。	-	指名停止 有	-1.0点
			指名停止 無	加算点なし

合 計	9.0 点		
-----	-------	--	--

(注1) 上下水道施設(終末処理場, ポンプ場, 浄水場等)の機械設備に係る電気設備を製作(自社製作に限らない)

据付する工事

(注2) 電気工事

イ 配置予定技術者の評価

評 価 項 目	基本 配点	評 価 基 準	加算点
○同種工事(注3)の実績の有無 公告日の属する年度又はその前年度までの15か年度(平成21年度以降)において、元請けとして完成し引き渡した同種の公共工事の実績を評価する。評価の対象は現場代理人又は主任技術者若しくは監理技術者として従事した工事とする(工期の途中で交代(変更)している場合は評価の対象とならないが、製作工事と据付工事における交代(変更)は可とする。)。ただし、共同企業体による施工の場合は、当該共同企業体への出資比率が15%以上の構成員として施工した工事に限るものとする。	2.0 点	施工実績 2件以上	2.0 点
		施工実績 1件	加算点なし
○同一工種工事(注4)成績評定 公告日の属する年度の前年度までの3か年度(令和3年度から令和5年度まで)において工事検査を完了した高知市上下水道局(高知市含む)発注工事の工事成績評定値を評価する。現場代理人又は主任技術者若しくは監理技術者として従事した工事とする(工期の途中で変更となっている場合は評価の対象とならないが製作工事と据付工事における交代(変更)は可とする。)。共同企業体により施工した工事の成績評定は、各構成員の成績評定として扱う。	1.0 点	成績評定値 75点以上	1.0 点
		成績評定値 70点以上75点未満	0.5 点
		上記以外	加算点なし
○同一工種工事(注4)優良工事表彰 入札参加申請日現在において公告日の属する年度又はその前年度までの3か年度(令和3年度以降)における高知市、国土交通省又は高知県からの同一工種工事に係る優良建設工事施工者表彰の有無。共同企業体で表彰を受けた場合は、各構成員を同等に評価する。国土交通省表彰は、局長表彰又は事務所長表彰を対象(表彰種別は問わない)とする。高知県表彰は、高知県知事賞、優良賞、土木事務所長表彰のうち所長賞又は所長賞と同等とされるものを対象とする(高知県土木部以外の高知県の出先機関が表彰を行う「所長賞」等)を含むが、「一工事賞」等その他の表彰は評価の対象としない。)	1.0 点	表彰 有(高知市)	1.0 点
		表彰 有(他機関)	0.5 点
		表彰 無	加算点なし
○継続教育学習制度(CPD(S))への取組(注5) (一社)全国土木施工管理技士会連合会、(公社)日本技術士会、(公社)日本建築士会連合会、(一財)建設業振興基金、建築設備士関係団体CPD協議会、(公社)土木学会のいずれかの取得単位数とする。ただし、専門工事については、工事の特性に応じて他団体のCPDを追加できるものとし、各団体の単位数の合	1.0 点	推奨単位の10分の8以上	1.0 点

計ではなく、いずれかひとつの団体のみを対象とする。 また、各団体の推奨単位数は、次のとおりとする。 ・(一社)全国土木施工管理技士会連合会 20 ユニット/年 ⇒ 100 ユニット/5年間 ・(公社)日本技術士会 50CPD時間/年 ⇒ 250CPD時間/5年間 ・(公社)日本建築士会連合会、(一財)建設業振興基金 12 単位/年 ⇒ 60 単位/5年間 ・建築設備士関係団体CPD協議会 250 単位/5年間 ・(公社)土木学会 50 単位/年 ⇒ 250 単位/5年間	推奨単位の 10 分の 3 以上 10 分の 8 未満	0.5 点
	推奨単位の 10 分の 3 未満	加算点なし
合 計	5.0 点	

(注3) 上下水道施設(終末処理場、ポンプ場、浄水場等)の機械設備に係る電気設備を製作(自社製作に限らない)据付する工事

(注4) 電気工事

(注5) 5年間の取得状況が評価の対象となります。挙証資料については、5年間の学習履歴の証明書(証明書の日付は令和6年4月1日以降)を提出してください。

※工事内容に製作工事と据付工事が含まれている場合において、製作工事と据付工事を別の技術者で申請した場合の評価点は、製作工事に申請した技術者の内で最も低い点数の技術者の点数と据付工事に申請した技術者の内で最も低い点数の技術者をたし合わせて二分の一を掛けた点数とする。

ウ 施工体制の評価

評価項目	評価基準	配点	その他
○品質確保の実効性	良	12.0点	・開札後、低入札に該当した者に低入札調査資料の提出を別途求めて評価する。 ・低入札に該当しなかった者にあつては、資料提出は求めず、「良」(満点)とする。
	可	4.8点	
	不可	0点	
○施工体制確保の確実性	良	12.0点	
	可	4.8点	
	不可	0点	
合計(良の場合)		24.0点	

※高知市上下水道局建設工事低入札価格調査制度実施要領(令和4年4月8日改正)により、品質確保の実効性と施工体制確保の確実性を評価し、その優劣を技術評価点に反映させる。なお、品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性の評価が「良」(満点)の場合に、技術評価点の満点相当を施工体制評価点として配点する。

エ 施工計画の評価

評価項目	基本配点	評価基準	加算点
○材料等の品質管理に関する所見 品質管理方法について 本施設は、今後数十年間に渡って供用する重要施設であることから、長期間、設備全体の性能を維持できるよう、現地据付工事における品質管理に十分留意する必要がある。 加えて、現地据付工事期間が長期に及ぶことから、現地保管中等における機器材料等の品質保持について十分留意する必要がある。 このような条件に電気工事の特性をふまえ、工場検査以降の工事の品質管理のための工夫について、より具体的に有効な提案を求める。	6.0点	品質管理項目に関して確認方法や管理方法等で現場の環境条件等を踏まえ、考慮すべき具体的な提案を段階評価する。	6.0点
			4.5点
			3.0点
			1.5点
		一般的な記述にとどまっている	加算点なし

○施工上配慮すべき事項に関する所見 労働者の安全対策について 本工事は、敷地内において別途機械設備工事及び土木築造工事の現地工期が重複する見込みであり、施工にあたっては、重量物の搬入や据付作業の錯綜も予想され、労働者の安全対策について十分留意する必要がある。 このような条件に電気工事の特性をふまえ、現地施工中の安全管理の工夫について、より具体的で有効な提案を求める。	4.0点	配慮事項の設定やこれへの対応が現場の環境条件等を踏まえ、考慮すべき具体的な提案を段階評価する。	4.0点
			3.0点
			2.0点
		1.0点	
		一般的な記述にとどまっている	加算点なし
合 計	10.0点		

※各評価項目の評価点は、評価した加算点の平均点（小数点第三位を四捨五入）とする。

(3) 評価対象者

各評価項目に係る評価対象者は次のとおり

	評価項目	評価対象者
企業の評価	同種工事の実績の有無	代表者
	同一工種工事成績評定	代表者
	直近の成績評定の最低点	代表者
	同一工種工事優良工事表彰	代表者
	ISO等の取得状況	構成員のいずれか1者
	障害者雇用対策の実績	構成員のいずれか1者
	男女共同参画の推進に関する表彰又はワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等	構成員のいずれか1者
	法定外労働災害補償制度への加入状況	構成員のいずれか1者
	若手技術者・女性技術者の配置	構成員のいずれか1者
	災害時の応急対策活動に関する協定の締結	構成員のいずれか1者
	消防団協力事業所の認定	構成員のいずれか1者
	地域ボランティア活動の実績	構成員のいずれか1者
	独占禁止法違反等による指名停止の状況	構成員すべて
の技術者の評価	同種工事への従事実績の有無	代表者
	同一工種工事成績評定	代表者
	同一工種工事優良工事表彰	代表者
	継続教育学習制度（CPD(S)）への取組	代表者

(4) 評価内容の担保

ア 受注者は、提案した施工計画を現地にて履行することにより、高知市上下水道局が提案する標準施工に比べ工事費の増額が必要となる場合においても、これを設計変更の対象としない。

- イ 工事中及び完了後には、施工計画の履行状況について確認・審査を行い、受注者の責により提案内容が満たされない場合は、再度の施工義務を負う。工事の性格から、再度の施工が困難又は合理的でない場合は、工事成績評定点の減点等を行う。工事評定点の減点は、施工計画の評価項目中、当初評価された項目と施工後の評価とを比較して、達成されなかった項目に対し、1項目2点の減点措置を行う。ただし、減点措置は最大10点とする。
- ウ 施工計画書に記載された内容に関して履行状況が特に悪質と認められる場合には、虚偽の申請があったものとして取り扱い、指名停止等の措置を行う。

(5) 評価結果

評価項目ごとの加算点の合計（企業の評価、配置予定技術者の評価、施工計画の評価の合計）が0点以下の者、又は、求める施工計画のすべてにおいて提案がない者若しくは著しく不適当な提案を行ったと判断される者については、当該入札参加資格がないものとして取り扱う。

(6) その他

- ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された申請書等は返却しないが、提出者に無断で他の用途には使用しない。
- ウ 提出期限を過ぎた後の申請書類等の訂正又は差し替えは認めない。
- エ 提出された簡易な施工計画書は、高知市行政情報公開条例に基づく情報公開請求があった場合は原則公開する。ただし、これを公開することによって、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由があると高知市上下水道事業管理者が判断する場合については、同条例第9条第1項第3号の規定により非公開とすることが出来るので、申請者が非公開としたい部分とその具体的な理由を別途定める様式にて提出すること。

4 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、次の式によって算出する評価値の最も高い者とする。
$$\text{評価値} = (\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格} \times 100,000,000$$

（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）
- (2) 前号の評価値の算出は、次の要件をすべて満たす入札者数が1者以上の場合行う。
 - ア 有効な入札であること。
 - イ 入札金額が予定価格以下で失格基準価格以上であること。
- (3) 入札回数は1回とする。

5 支払条件

- (1) 本工事は令和6年度から令和7年度にわたる継続事業であり、それぞれの年度における出来高予定額に対する支払限度額以内の金額で支払いを行う。なお、各年度における出来高予定額が翌年度に繰越したときは、当該会計年度の支払限度額を翌会計年度末までに請求すること。
- (2) 前金払
前払金は、各会計年度出来高予定額の10分の6（前金払10分の4、中間前金払10分の2）以内の額とし、その合計金額は契約金額の10分の6（前金払10分の4、中間前金払10分の2）以内の額とする。低入札者と契約締結する場合は、高知市上下水道局建設工事低入札価格調査制度実施要領第13第3号の規定によるものとする。

6 その他

- (1) 入札参加者は、「高知市上下水道局建設工事等競争入札心得（電子入札用）」（令和6年4月1日改正）及び高知市上下水道局電子入札運用基準（令和6年4月1日改正）を遵守すること。
- (2) 入札参加手続きを行った者の間において、高知市上下水道局事後審査型制限付き一般競争入札実施要領第4項第6号又は第7号に該当する場合は、入札参加資格を認めない。また、開札後、同号に該当する事実が判明した場合は、その者の入札を失格とする。
- (3) 低入札価格調査における失格基準
 低入札価格調査の失格調査において、低入札者の工事費内訳書の記載内容が次の失格基準のいずれかを下回るときは、失格とする。
 - ア 直接工事費 設計書における直接工事費の90%
 - イ 共通仮設費 設計書における共通仮設費の80%
 - ウ 現場管理費、据付間接費及び設計技術費の合計額
 設計書における現場管理費、据付間接費及び設計技術費の合計額の80%
 - エ 一般管理費等 設計書における一般管理費等の30%
 - オ 機器費 設計書における機器費の81%
- (4) 落札候補者が提出期限までに入札資格要件確認書を提出しないとき、又は入札参加資格を有しないと認められる場合は、失格となる。
- (5) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して10日以内に契約を締結すること。
- (6) 落札決定から契約締結の日までの間に、落札者が次に掲げる要件のいずれかに該当する者となったときは、落札決定を取り消すことがある。
 - ア 高知市上下水道局事後審査型制限付き一般競争入札実施要領第4項第1号、第2号、第4号又は第5号のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
 - イ 高知市競争入札指名停止措置要綱（平成6年7月1日制定）（以下「指名停止要綱」という。）の規定による指名停止又は指名回避等の措置を受けたとき。
 - ウ 指名停止要綱の対象となる事案に該当したとき。
 - エ 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けたとき。
 - オ その他の事由により入札参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (7) 本工事の入札及び契約に関する提出書類に虚偽の記載があることが判明したときは、契約を解除することがある。
- (8) 落札者は、契約締結までに平成23年12月26日付け「独占禁止法の遵守に係る誓約書の提出について（高知市上下水道局）」の中の誓約書（別記様式1）を提出すること。これがない場合は契約を辞退したものとみなし契約を締結しない。
- (9) 受注者は、契約締結時に、中間前金払又は部分払による何れかを選択することとし、契約締結後の変更は認めない。
- (10) **本工事は、「週休2日制モデル工事」実施要領における「受注者希望型」の対象工事である。**
- (11) **本件契約は、高知市公共調達条例（平成24年条例第4号）に規定する「特定工事請負契約」に該当するものであり、高知市上下水道局と落札者は契約締結にあたり、同条例第8条第1号から第12号に定める事項について特約するものとする（当該特約条項を示す場所は、契約条項を示す場所に同じ）。**
- (12) その他の条件については、高知市上下水道局事後審査型制限付き一般競争入札実施要領に示すとおり。

7 担当部署

高知市上下水道局企画財務課契約担当

住所 高知市針木北一丁目15番20号（高知市上下水道局3階）

電話 088-821-9208 F A X 088-843-6523